

一般競争入札公告

沖縄県企業局が発注する車両燃料の単価契約について一般競争入札に付するので、次のとおり公告する。

令和6年3月11日

沖縄県公営企業管理者 企業局長 松田 了

1 一般競争入札に付する事項

- (1) 件名 令和6年度車両燃料売買単価契約
- (2) 契約の内容 車両の燃料（以下「燃料」という。）の単価契約を行う。
- (3) 購入予定品目 レギュラーガソリン 7,695.900 程度
※数量は予定であり調達量を保証するものではない。
- (4) 対象となる車両：沖縄県企業局本庁舎内4課が保有する公用車11台
- (5) 納入期間 令和6年4月1日～令和7年3月31日
- (6) 納入方法 給油カードの提示による給油
- (7) 契約方法 別添「令和6年度車両燃料売買単価契約書」を締結する。
- (8) 単価改定 「契約書第2条（単価の改定）」及び「別記 契約単価改定基準」を確認すること。

2 一般競争入札参加資格要件

本件に係る入札に参加できる者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- (1) 県が発注する物品の製造、買入れ、売払い等の競争入札に参加する者の資格に関する規程（昭和47年沖縄県告示第69号）第2条の規定に基づく「競争入札参加資格者名簿（有効期間至令和8年10月31日）」に登録された者
- (2) 営業年数が令和5年4月1日現在において3年以上であること。
- (3) 沖縄県庁舎から直線距離でおおむね1.5kmの範囲内に給油所を経営すること。
- (4) 車両燃料等の売買に関し直近1事業年度以上の営業実績を有していること。

3 一般競争入札に参加することができない者

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者及び同条第2項各号に該当すると認められる者で、その事実があった後2年間の範囲内で知事が定める入札参加停止期間を経過していない者
- (2) 一般競争入札参加資格登録申請書の提出期限の日から入札の日までの間において、沖縄県の指名停止又は指名除外の措置を受けた者
- (3) 一般競争入札参加資格登録申請書の提出期限の日から入札期日以前6ヶ月以内に、取引銀行において不渡手形及び不渡小切手を出した者
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき、更生手続開始の申立てがなされている者（会社更生法の適用を受けた者を除く。）
- (5) 暴力団員による不正な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、同条第6号に掲げる暴力団員及びそれらの利益活動を行う者

(6) 本件入札に参加しようとする他の者との間に資本関係又は人的関係がある者
なお、資本関係又は人的関係がある場合とは、例えば次のようなものをいう。

ア 資本関係次のいずれかに該当する2者の場合

(ア) 親会社と子会社の関係にある場合

(イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

イ 人的関係次のいずれかに該当する2者の場合

(ア) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

(イ) 一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合

4 入札参加資格の申請方法等

(1) 申請の方法

当該業務の入札参加を希望する者は、次に掲げる書類を(2)に掲げる提出場所に直接提出し、競争入札参加資格の確認を受けなければならない。

ア 一般競争入札参加資格確認申請書 (第1号様式)

イ 沖縄県入札参加資格者名簿に登録された者であることの証明書類

ウ 給油カードにより給油可能な給油所一覧表及び周辺地図

エ 国(独立行政法人、公社及び公団を含む。)又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結した実績を有し、これらのうち過去2箇年の間に履行期限が到来した二以上の契約履行実績 (第2号様式)

(2) 申請書及び契約条項等の入手場所及び提出場所並びに申請に関する問い合わせ先
沖縄県企業局総務企画課 総務班(伊佐)

〒900-8570 那覇市泉崎1-2-2(沖縄県庁12階)

電話番号 098-866-2803

(3) 申請書等の受付期間

この公告の日から令和6年3月19日(火)まで(土曜日、日曜日を除く。)とし、受付時間は午前9時30分から午後5時までとする。

5 資格審査結果の通知

資格審査結果は、令和6年3月22日(金)までに通知する。

6 資格の有効期間

この公告に基づき資格を取得した日から契約締結日までとする。

7 資格審査申請事項の変更

入札参加者の資格を有する者は、当該資格の有効期間内に次に掲げる事項に変更があったときは、遅滞なく資格審査申請事項変更届を提出しなければならない。

(1) 商号又は名称

(2) 住所又は所在

(3) 氏名(法人にあつては、代表者の氏名)

(4) 使用印鑑

(5) 法人にあつては、資本金

(6) 電話番号

8 資格の取消し等

- (1) 入札参加の資格を有する者が3に該当するに至った場合においては、当該資格を取り消し、又はその事実があった後、県が定める期間は競争入札に参加させない。
- (2) 入札参加資格を取り消したときは、当該資格者にその旨を通知する。

9 入札の日時及び場所

令和6年3月27日（水）午前10時 沖縄県本庁舎 12階 第1会議室

10 入札保証金

入札に参加しようとする者は、沖縄県財務規則（昭和47年沖縄県規則第12号）第100条の規定により、見積もる契約金額の100分の5以上の入札保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の（1）又は（2）のいずれかに該当するときは、入札保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

- (1) 保険会社との間に沖縄県企業局長を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その証書を提出する場合。
- (2) 国（独立行政法人、公社及び公団を含む。）又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結した実績を有し、これらのうち過去2箇年の間に履行期限が到来した二以上の契約を全て履行したことを証明する書面を提出する場合。

11 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は無効とする

- (1) 入札参加資格のない者がした入札
- (2) 同一人が同一事項についてした2通以上の入札
- (3) 2人以上の者から委託を受けた者がした入札
- (4) 入札書の表記金額を訂正した入札
- (5) 入札書の表記金額、氏名、印影又は重要な文字が誤脱し、又は不明な入札
- (6) 入札条件に違反した入札
- (7) 連合その他不正の行為があった入札
- (8) 入札保証金が所定の金額に達しない者が行った入札
- (9) 委任状を持参しない代理人が行った入札

12 落札者の決定の方法

- (1) 予定価格の制限の範囲内で、入札単価に購入予定数を乗じて得た金額の合計額が最も低い価格で入札を行った者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上ある時は、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。

この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときには、これに代えて当該入札事務に関係ない職員にくじを引かせるものとする。

- (3) 落札者がいない場合は直ちに再入札を行う。

なお、再度の入札は原則1回とする。

- (4) 再度入札を行っても落札者がいない場合は、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号の規定に基づき、随意契約ができるものとする。

13 契約保証金

落札者は、沖縄県財務規則第101条の規定により、契約金額の100分の10以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の(1)又は(2)のいずれかに該当するときは、契約保証金の全部又は一部を免除することができる。

- (1) 保険会社との間に沖縄県企業局長を被保険者とする契約保証金契約を締結し、その証書を提出する場合。
- (2) 国(独立行政法人、公社及び公団を含む。)又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結した実績を有し、これらのうち過去2箇年の間に履行期限が到来した二以上の契約を全て履行したことを証明する書面を提出する場合。

14 その他

- (1) 代理人が出席する場合は、委任状(第4号様式)を当日提出するものとする。
- (2) この一般競争入札に参加する者は、入札公告及び契約条項を熟読の上、入札しなければならない。

この場合において、入札公告等に疑義があるときには関係職員に説明を求めることが出来る。ただし、入札後はこれらの不明を理由として異議を申し立てることはできない。

- (3) 本件に係る質問については3月22日(金)までに、下記の問い合わせ先へ直接質問書を提出するか、FAXで送信すること。
回答は3月26日(火)までに、企業局ホームページにて公開する。

15 問い合わせ先

沖縄県企業局総務企画課 総務班(伊佐)

〒900-8570

那覇市泉崎1丁目2番2号

TEL: 098-866-2803

FAX: 098-866-2819